

教育委員の選任

4人同意、1人不同意

9月定例会は、9月5日から21日まで開かれ、教育委員5人の選任同意においては、4人を同意し、1人を同意しませんでした。
 また、平成17年度の決算認定、条例改正、補正予算、大中遺跡公園及び関連の工事請負契約などの議案は、すべて原案どおり可決しました。
 一般質問は13人の議員が行い町当局の考えをいただきました。

教育委員の選任同意

平成18年7月12日以来、5人全員が欠員となつてい
 る教育委員会委員の選任同意については、先の臨時会
 に提案されたメンバーの内、
 1人を変更して定例会初日
 の5日に再度提案され、最
 終日の21日に質疑・討論を
 行い、採決の結果、
 矢田静邦氏（宮西）
 近藤龍樹氏（二子）
 櫻井啓子氏（大中）
 松田政雄氏（野添）
 の4人は賛成多数で同意し
 ましたが、
 藤原暁美氏（加古川市）

決算認定

決算特別委員会が9月5
 日の本会議で設置され、平
 成17年度各会計の決算を審
 査しました。
 9月14日から19日までの
 間に3日間開催し、慎重に
 審査した結果、全ての会計
 について「認定」することに
 決定しました。

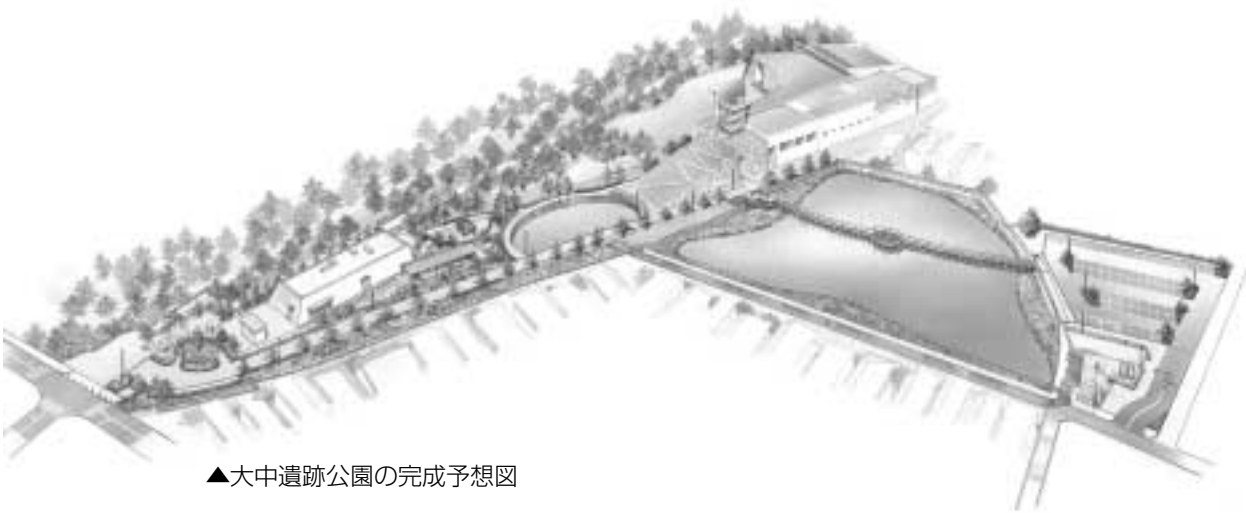
条例改正

条例改正として「国民健

補正予算

●一般会計

歳入の主なものとしては、
 本年4月の障害者自立支援
 法の施行に伴い、10月1日
 から障害者サービスの実施
 方法が一部変更となること
 による支出費目の振替えや、
 人々とのつながりを体験学
 習する「学校におけるい
 きいき教室事業」を3小学校
 に委託する費用として54万
 円を増額するものです。
 また、基幹的な業務に用
 いている「コンピュータシ
 ステムを今後3年間かけて更
 新するために必要な費用4
 億円を補正しました。
 歳入の主なものとしては、
 普通交付税の確定による2
 億4425万7千円の減額、
 平成17年度決算額の確定に
 伴う繰越金による5933
 万5千円の増額などです。
 これら歳入歳出の財源調
 整として、財政調整基金繰
 入金を1億3597万2千
 円増額し、歳入歳出それぞ
 れ95億9207万2千円と



▲大中遺跡公園の完成予想図

しました。

●特別会計

国民健康保険事業特別会
 計、介護保険事業別会計に
 ついても補正をしました。

工事請負契約可決

大中遺跡公園新設工事
 大中遺跡公園を、平成19
 年秋頃開館を目指して現在
 建設中の県立考古博物館（仮
 称）に併設して新設します。

公園の面積は約1・8h
 aで、玄関口にはエントラ
 ンス広場、北側の憩いの広
 場には「あずまや」、南側
 には約70mの芝生広場を整
 備します。また、隣接のた
 め池内に親水的な施設とし
 て木製アツキを設置します。
 工事は平成19年3月末に
 完成し、利用開始となる予
 定です。
 ①工事業②契約先③契約
 金額④施設規模
 ①大中遺跡公園新設工事②
 株式会社ノバック③1億9
 687万5千円

固定資産評価 審査委員会 委員選任に同意

現委員の任期満了に伴い、
 新たに固定資産評価審査委
 員会委員に
 佐伯文男氏（野添）
 森田孝氏（野添）
 大辻要二氏（大中）
 を選びました。

道路特定財源の 確保を求める 意見書を議決

佐伯氏は再任で、森田氏
 大辻氏は新任です。なお、
 任期は3年です。
 国が財政悪化を理由に道
 路整備の促進に欠かせない
 道路特定財源の一部を使用
 することを検討しているこ
 とに対し、当該枠組みの堅
 持を求める意見書を議決し、
 国などの関係機関に送付し
 ました。

道路特定財源の確保と 道路整備の促進を求める意見書 (要旨)

道路特定財源諸税は必
 要な道路整備費を賄うた
 め創設、拡充されてきた
 税であり、自動車利用者
 に適正な税負担を求めて
 いるものである。
 地方では、これまで道
 路特定財源に加え多額
 の一般財源を充当しての
 道路整備に努めてきてい
 るが、その整備状況はま
 だまだ不十分な状況に置
 き去られている。
 本町にあってもそれは
 例外ではなく、町内の円
 滑な交通処理に資する道
 路整備は、緊急の課題で
 ある。

よって、国におかれて
 は、道路特定財源の見直
 しに当たって、地方の実
 情や意見を十分に反映さ
 れるとともに、住民の多
 様なニーズに対応した道
 路整備をさらに促進する
 ため、下記の事項に取り
 組まれるように強く要望
 する。
 記
 1 受益者負担とした道
 路特定財源諸税の趣旨に
 則り、道路特定財源制度
 の基本的な枠組みを維持
 し、必要な道路財源を確
 保すること。
 2 遅れている地方道の
 整備を地方が自主的に
 行えるよう、道路特定財
 源の地方への配分割合を十
 分に高めること。

以上、地方自治法第99
 条の規定により意見書を
 提出する。

8月臨時会

8月10日に臨時会が開催されました。清水町長による所信表明が行われた後、5人の教育委員会委員の任命を求める案件が提出され、質疑・討論・採決の結果、全件を同意しませんでした。

教育委員任命に 不同意

現在、5人全員が欠員となつて
 いる播磨町教育委員会委員の任命
 につき議会の
 同意を求める案件が提出さ

れました。
 提案者である清水町長に
 よる説明後、質疑が行な
 われ、案件ごとに討論・採決
 が行なわれました。
 討論では各案件において、
 反対及び賛成の討論が行な

われ、その後採決が行な
 われました。
 その結果、5件全ての案
 件が賛成少数により同意し
 ないことに決定されました。

